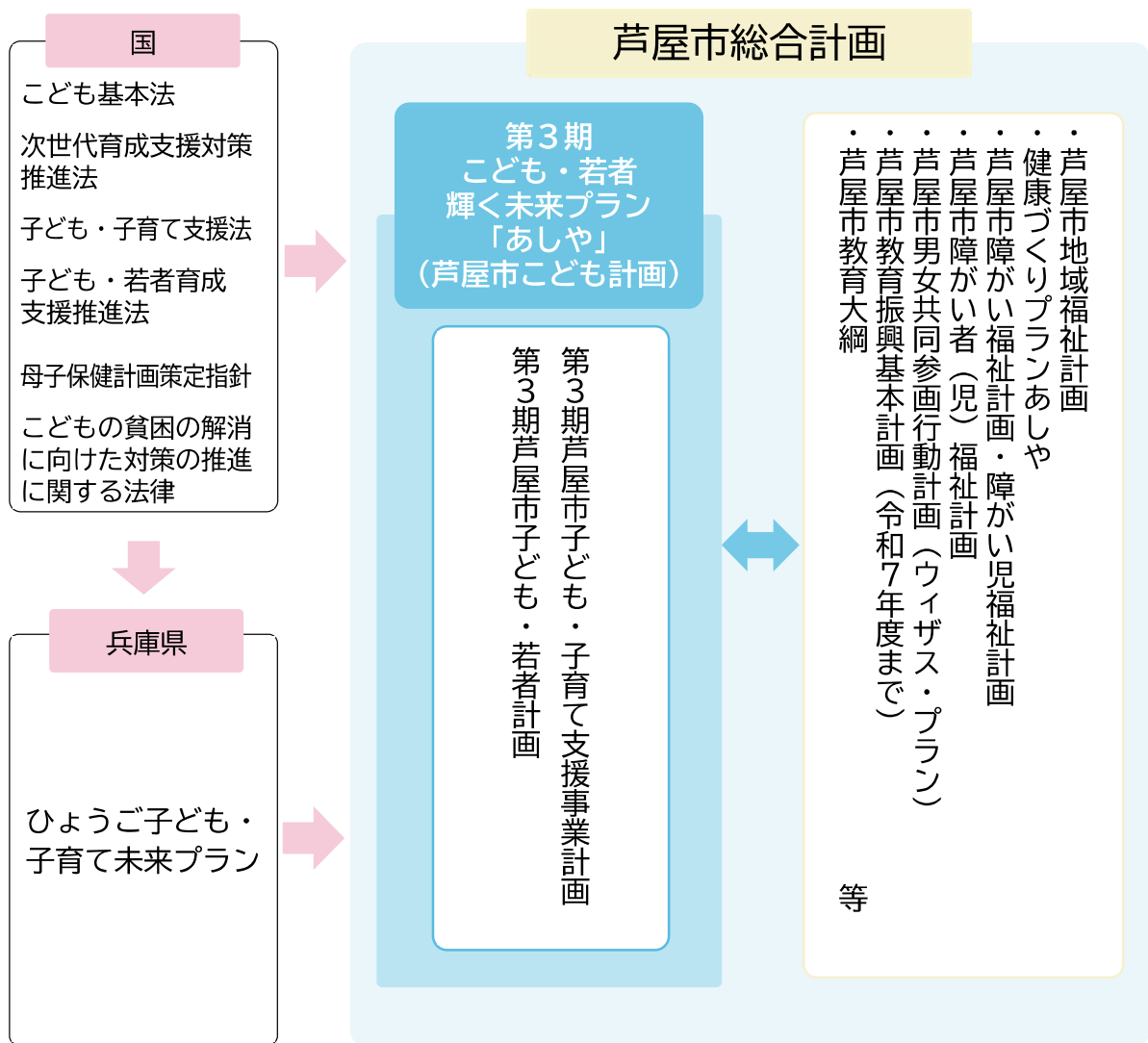


2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、芦屋市こども・若者・子育てに関する総合的な計画で、「子ども・子育て支援法」第61条第1項に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画*」と「子ども・若者育成支援推進法」第9条第2項に基づく「市町村子ども・若者計画」を一体化し、「芦屋市こども計画」として位置付けます。

なお、第2期計画と同様、「次世代育成支援対策推進法」第8条に基づく「市町村行動計画」と「こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律」に基づく「子どもの貧困対策推進計画」の性格を併せ持ちます。また、「第5次芦屋市総合計画」や関連する分野別計画等との整合を図り策定します。



(2) 計画の期間

本計画を構成する「子ども・子育て支援事業計画」及び「子ども・若者計画」は、令和7（2025）年度から令和11（2029）年度までの5か年を計画期間とします。

計画期間

令和 2年	令和 3年	令和 4年	令和 5年	令和 6年	令和 7年	令和 8年	令和 9年	令和 10年	令和 11年
第2期芦屋市子ども・子育て支援事業計画					こども・若者輝く未来プラン「あしや」 (第3期芦屋市子ども・子育て支援事業計画) (第3期芦屋市子ども・若者計画)				
第2期芦屋市子ども・若者計画									

(3) 計画の対象者

対象者は妊娠期から出産、乳幼児期、学童期、思春期、青年期、ポスト青年期の概ね39歳までを主な対象とします。

計画の対象者

0歳		6歳		12歳		18歳	30歳	39歳
妊娠期	出産	乳幼児期	学童期	思春期	青年期	ポスト青年期		
芦屋市子ども・子育て支援事業計画					芦屋市子ども・若者計画			

本計画における定義（「こども大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」参考）

「こども」とは、心身の発達の過程にあるもの

「若者」とは、思春期からポスト青年期にあるもの

「こども・若者」とは、乳幼児期からポスト青年期にあるもの

3 施策の体系

〔 基本理念 〕

あすを担うすべての子ども・若者が、人とつながり自立して、
しあわせに生活するための
やさしいまちづくり

未来を きり拓く 芦屋っ子

〔 基本目標 〕

I ライフステージを通じた支援

基本目標 1

すべての子どもが
健やかに育つよう
支援する

II ライフステージ別の支援

基本目標 2

安心して出産・育児が
できるよう支援する
【誕生前から幼児期まで】

基本目標 3

子ども・若者が地域で生
活できるよう支援する
【学童期・思春期】

基本目標 4

若者が自立できるよう
支援する
【青年期・ポスト青年期】

III 子育て当事者への支援

基本目標 5

家庭における子育て
を支援する

〔 施策の方向 〕

(1) 子ども・若者が権利の主体であることを
社会全体で共有

(2) 多様な遊びや体験ができ、活躍できる
機会づくり

(3) 切れ目のない健康づくりの推進

(4) こどもの貧困対策

(5) 障がいのある子どもや医療的ケアが必要な
子どもへの支援

(6) 児童虐待防止やヤングケアラーへの支援

(7) 子ども・若者の自殺防止や犯罪から守る取組

(1) 妊娠前から幼児期まで切れ目ない
健康づくりの推進

(2) 安心して成長できる場や遊びの充実

(1) 安心して通える学校づくりや居場所づくり

(2) こどもの心身の健康・こころのケアの充実

(3) 社会的自立に向けた「生きる力」の育成

(4) 子どもにとって個別的な課題への支援

(5) インターネット社会に生きる子どもへの支援

(6) 学校園・家庭・地域が連携した子ども・
若者が安全・安心に暮らせるまちづくり

(1) 家庭環境を下支えする方策の展開

(2) 困難を有する若者の自立に向けた
包括的な支援

(3) 社会参加と居場所の充実

(4) 若者にとって個別的な課題への支援

(1) 子育てや教育の経済的負担の軽減

(2) 地域のニーズに合った子育て支援

(3) 仕事と子育ての両立の推進

(4) ひとり親家庭の支援

施策の方向性

- 成長過程にあるこども・若者が、基本的な生活習慣や規範意識を形成し、基礎学力と体力を身に付け、命を大切にすると心や思いやりの心を養えるように、家庭の果たす役割の重要性を認識しつつ、家庭・学校・地域および関係機関が連携して支援します。
- こども・若者が社会の中で自立し、他者と連携しながら、社会を生き抜き、地域の問題解決を社会の構成員として主体的に担う力を発達等に応じて身に付けることができるよう、主権者教育を推進します。

主な事業

- 学校給食関係事務（保健安全・特別支援教育課）
- 学校保健関係事務（保健安全・特別支援教育課）
- 人権教育推進事業（学校支援課）
- トライやる・ウィーク推進事業（学校支援課）
- 消費者保護事業（地域経済振興課）

（４）こどもにとって個別的な課題への支援

現状と課題

いじめは、心身に深い傷を残し、成長した後においても様々な生きづらさにつながり得るものです。令和5（2023）年度の全国の小・中・高等学校及び特別支援学校におけるいじめの認知件数は約73万件、そのうち、重大ないじめ事案の発生件数は約1,300件と過去最多となっています。

本市においては、いじめの積極的認知を心掛け、小さな芽のうちに解決を目指しています。令和3（2021）年度から年々認知件数は減っていますが、1つ1つの事案の未然防止や早期発見、早期解決を目指し、学校いじめ防止基本方針の見直しや、いじめ防止啓発事業、相談体制の充実、弁護士授業などいじめ問題に取り組んでいます。

また、不登校については、本人・家庭・学校に関わる様々な要因が複雑に関わる様々な要因が複雑に関わっている場合が多く、どのこどもにも起こり得るものです。小・中学校における不登校児童生徒数は、年々増加傾向にあり、令和5（2023）年度は全国で約34万6千人、本市においても小・中学校合わせて232人と過去最多となっています。

これらの課題に取り組むために、新たにP E A C Eサポーター配置事業を行うなど支援の充実を図り、個別的に困難を抱えるこどもへの支援を行います。

こども・若者ワークショップ

～こども・若者の声～

- 学校に行きたくない人が行ける場所が必要。
- 同世代で解決策を考える。
- いじめのない社会をつくる。

施策の方向性

- 家庭・学校・地域及び関係機関が一体となって、いじめ防止や不登校対策の充実を図ります。

主な事業

- 人権擁護事業（人権・男女共生課）
- いじめ防止対策事業（こども政策課）
- 児童福祉対策事業（こども家庭・保健センター）
- 生徒指導対策事業（いじめ・不登校）（学校支援課）
- 国際理解教育推進事業（学校支援課）
- P E A C E サポーター配置事業（学校支援課）
- 青少年愛護センター運営（青少年愛護センター）
- 子ども若者育成支援対策（若者相談センター「アサガオ」）（青少年愛護センター）
- 打出教育文化センター教育研究推進と研修事業（打出教育文化センター）
- 適応教室実施事業（学校支援課）



こども家庭・保健センター

芦屋市では、令和5（2023）年4月1日に「こども家庭・保健センター」を開設しました。

こども家庭・保健センターでは、「こどもまんなか社会の実現に向けて、予防から自立まで一貫した支援の実現」を基本理念に、取り組みをすすめています。

- 妊娠から出産、育児、成人・高齢者に至るまで、より早期に問題を把握し支援につなぐ、一貫した切れ目ない支援を実現します。
- 予防的なかわりを重視し、重層的な支援で、確実に必要な支援が届くようにアウトリーチ型支援に取り組みます。

こども福祉部こども家庭室こども家庭・保健センター
〒659-0051 芦屋市呉川町14番9号 保健福祉センター



潮見中学校生徒会が全国いじめ問題子供サミットへ参加してきました！

芦屋市立潮見中学校の第46代生徒会執行部の3人（生徒会長、副会長、生活委員長）は、令和6年1月27日に文部科学省主催の『令和5年度全国いじめ問題子供サミット（以下、「サミット」と表示）』へ兵庫県代表として参加しました。

1 全国いじめ問題子供サミットに参加して感じたこと

☆全国の他校で取り組んでいるいじめ防止への取り組みは、参考になり、刺激になりました。

☆いじめは可視化されにくく、周りの先生や親から見えにくいものです。「自分は見ていただけ」と思っている第三者も、いじめに加わっていても、全員で変えようという意識がないといじめはなくなるのではないと感じました。



☆いじめや差別につながっていくのは「勝手な思い込み」や「偏見」と考えました。その解決には、生徒どうしの交流を増やして、**全員がお互いのいいところ、悪いところをよく理解し、認め合うことが大切**と考えました。交流を増やすことで、「大丈夫？」と声をかけたりでき、助けになると思いました。小さなことでも全員が意識を持つことが大切だなと思いました。

2 潮見中学校での取り組み

令和6年2月5日の全校朝礼で、参加した3人がそれぞれスライドで発表し、いじめをしないことをこれから意識してほしいとみんなに伝えました。みんな真剣な顔つきで聞いてくれていました。

生徒会では、次の3つの活動が続けることで、学年やクラスを超えて交流を深めました。

・ MoveDays ・ 生徒会レク ・ 合同清掃

3 芦屋市中学校生徒会執行部交流会での共有

令和6年7月30日に、市内3中学校（精道中学校、山手中学校、潮見中学校）の生徒会23人が集まり、サミットでの学びと潮見中学校での取り組みを発表し、3中学校を混ぜたグループで話し合いました。参加者からは「自分の学校でも取り組みしてみたい」などの意見も出て、他の学校でも生徒間で交流できる取り組みが行われることを期待しています。

教育長の一言

生徒自らの発信、すばらしい
取り組みです。つないでいきましょう！
“するを許さず”
“されるを責めず”
“第三者なし！”

市長の一言

いじめはどこでも起こり得ます。
だれにも相談できずに苦しむ
こどもが生まれないように、
SOSの声をあげやすい環境を
一緒に作りましょう！